2018 年 6 月 27 日
『第 94 回東北電力定時株主総会への事前質問書』と
東北電力の一括回答及び事後回答

脱原発東北電力株主の会

2018 年 8 月 21 日作成

□参考

【海輪誠会長】【岡信愼一副社長】【増子次郎副社長】
……2018 年 6 月 27 日『東北電力株式会社第 94 回定時株主総会での東北電力からの一括回答』
【坂本光弘副社長】【山本俊二常務】【長谷川登常務】……会場質問への回答
日時□2018 年 6 月 27 日（水）10 時～12 時 58 分
会場□電力ビル 7 階電力ホール

【議長（海輪誠会長）】続きまして、事前に書面によるご質問を頂いておりますので、まずそれらに対しまして一括してご回答を申し上げます。回答につきましては会社として行うものでございますので、私から岡信副社長および増子副社長を指名させていただきます。なお、ご質問のうち、個々の業務執行の詳細に関するもの、契約上の守秘義務に関するものなどにつきましては、法令の規定に基づき回答を省略させていただいております。また、たくさんのご質問をいただいておりますので、いくつかのグループに取りまとめて回答させていただきます。
【岡信副社長】取締役副社長の岡信でございます。
私からは第一に、小売全面自由化への対応に関するご質問につきましてご回答を申し上げます。
第二に、監査等委員会設置会社への移行に関するご質問につきましてご回答を申し上げます。
最後に、送電線の利用および再生可能エネルギーの導入拡大に関するご質問につきましてご回答を申しあげます。
【増子副社長】取締役副社長の増子でございます。
私からは第一に、女川２号機の適合性審査に関するご質問についてご回答を申し上げます。
第二に、原子力発電所の安全対策工事費に関するご質問につきましてご回答を申し上げます。
第三に、安全協定に関するご質問につきましてご回答を申し上げます。
第四に、原子力発電事業の再編に関するご質問についてご回答を申し上げます。
第五に、原子燃料サイクルに関するご質問についてご回答を申し上げます。
第六に、日本原子力発電への支援に関するご質問についてご回答を申し上げます。
第七に、原子力発電所の廃止措置に関するご質問につきましてご回答を申し上げます。
第八に、原子力損害賠償制度に関するご質問につきましてご回答を申し上げます。
最後に、電力設備から生じる電磁界の影響に関するご質問についてご回答を申し上げます。

【回答】【回答を控える】【資料】
……2018 年 7 月 27 日、東北電力株主総会後の「説明の場」での、東北電力からの事後回答と配布された資料
日時：2018 年 7 月 27 日（金）18 時～20 時 6 分
会場：ハーネル仙台 3 階蔵王の間
脱原発東北電力株主の会……篠原、宇根岡、三浦、今野、篠原、河野、多々良、大友、須田
東北電力㈱……総務部（株式）工藤課長、（法務）小野課長、企画部、グループ事業推進部、広報・地域交流部、人財部、経理部、原子力部、土木建築部、燃料部、水力部、電源立地部、営業部、法人営業部、生活提案部、ネットワーク企画室、ネットワーク情報通信部、電力システム部、配電部、ネットワークサービス部の課長・副長等を含め 49 名

［編集：須田］

脱原発東北電力株主の会

『第 94 回定時株主総会への事前質問書』と東北電力の一括回答及び事後回答

１．≪第２号議案から第６号議案までに共通するご参考事項≫で「当社は、電力の小売り全面自由化による競争の激化や、2020 年 4 月に予定されている送配電部門の法的分離など、激変する事業環境を踏まえた事業体制を構築する」必要性が強調されていますが、これまでの事業体制ではこの「激変する事業環境」に対応出来ないとする問題意識を具体的に説明して下さい。

【回答】当社は激変する事業環境を踏まえ、今年 4 月よりカンパニー制を導入し、各カンパニーによる自律的な事業運営を進めています。これには組織面のみならず、経営面からも競争環境の変化などに柔軟に対応できるよう、従来よりも迅速、かつ機動的な意思決定や業務執行を実現することで、事業運営のスピードアップを図る必要があります。

一方で、こうした業務の執行に対する取締役会の監督機能を強化していくことも求められます。このような問題意識のもと、当社に最も適した企業統治の形態が監査等委員会設置会社であると考え、今次総会の第 2 号議案から第 6 号議案を会社提案させていただいたものでございます。

２．2020 年 4 月に予定されている送配電部門の法的分離が当社の体制にもたらす変更の具体的な形について、明らかにして下さい。

【回答】送配電部門の法的分離に対しては、送配電部門の公平性、中立性を確保するとともに、競争力を強化していくことが必要となります。当社は他電力と比較すると経営規模で中位、中くらいであることから、事業持ち株会社体制による経営資源を一体的に活用していくことが競争力強化につながるとともに、経営効率の面で優位であると考えております。従いまして、発電、販売カンパニーを社内カンパニーとして持つ事業持ち株会社と送配電会社の 2 社体制とする方向で検討を進めております。

３．事業報告で「競争の激化により、全国的に、従来の電力会社から他の事業者へ契約を切り替えるお客さまが増加している状況にあります。」と述べられていますが、当社では前年度から当年度でどの様に推移していますか。契約数、電力量の具体的な数字で示して下さい。

【回答を控える】当社からの離脱件数、離脱事業の電力量などは競争力に係る情報でありますことから、回答は差し控えさせていただきます。

【回答】なお、平成 29 年度の全体の販売電力量は気象条件等の影響もあり、前年度に比べ 3 パーセント減の 720 億 kWh となっております。

４．契約数が減少しているのであれば、その顧客離れがどの様な原因で起こっているのか、当社はどの様に分析しているのかを説明して下さい。

【回答】契約数の減少要因は、主に当社の標準メニューより料金単価を安く設定していることや、通信会社による電気とのセット契約に切り替えている事例が多いことが考えられます。当社もお客様の電気の使い方に応じて標準メニューよりお得になるプランを多数有しているため、しっかりと PR を行い、離脱抑止につなげるとともに、今後も料金プランやサービスの充実を図ることで、より多くのお客様から当社をお選びいただけるよう努めてまいります。

５．当年度の当社販売電力量が前年度に比べ 3.0％減になっているとの報告の一方で、東北電力グループ中期経営方針で販売電力量予測が 2015 年度実績に対して 2020 年度は＋35 億 kwh、2030 年度は＋150 億 kwh とされている根拠を説明して下さい。

【岡信副社長】次に、販売電力量の拡大に向けた事業展開についてであります。当社は、東北電力グ

ループ中期経営方針におきまして、販売電力量の定量目標を掲げております。この目標は、ガスなど他の熱源からの電化のさらなる可能性などを踏まえて設定したものであります。その達成のためには、様々な取り組みが必要であると認識しており、新料金プランやサービスの充実などにより、お客様から当社をお選びいただけるよう努めていくとともに、ヒートポンプの普及拡大などによる電化を推進してまいります。また、東北６県および新潟県以外においても、小売や卸売りの両面から電力販売を積極的に展開し、販売電力量の拡大に努めてまいります。

【回答】当社は、東北電力グループ中期経営方針において、販売電力量の定量目標を掲げております。この目標は、ガスなど他の熱源からの電化のさらなる可能性などを踏まえて設定したものであります。その達成のためにはさまざまな取り組みが必要であると認識しており、新料金プランやサービスの充実などにより、お客様から当社をお選びいただけるよう努めていくとともに、ヒートポンプの普及拡大などによる電化を推進してまいります。また、東北６県、および新潟県以外においても、小売や卸売の両面から電力販売を積極的に展開し、販売電力量の拡大に努めてまいります。

６．「対処すべき課題」で「人口減少や節電、省エネの影響などによる電力需要の伸び悩みや、再生可能エネルギーの導入拡大等に起因する需要構造の変化が顕在化しつつあり、当社を取り巻く環境は厳しさを増しております」と述べながら、中期経営方針の変更を行わないのは矛盾していませんか。

【回答】競争激化など企業環境は激動のただ中にありますが、こうした中においても、当社企業グループが地域とともに持続的に成長していくため、昨年１月に中期経営方針を作成したものです。当社を取り巻く環境は厳しさを増しつつありますが、変化の方向性は現在の中期経営方針の範囲内であることから、この中期経営方針のもとで新たな事業機会を積極的に評価し、さらなる成長へ挑戦していくことが、株主様やお客様、地域社会のご期待にお応えすることにつながると考えております。なお、経営ビジョンや中期経営方針の見直しに関しては、エネルギー政策の動向や将来に向けた経営環境の見直しなどを踏まえ、今後総合的に判断してまいります。

７．蓄電による再生可能エネルギーの効率利用について、日本は遅れているといわれています。そこでＪＥＲＡ（東電と中電の共同出資会社）は太陽光発電のエネルギーを蓄えるノウハウの獲得のために、米国蓄電システム会社などと提携したと報道されています。当社にとっても新たな蓄電システムの研究開発は喫緊の課題であると思われますが、当社の蓄電に関しての取組みの現状を教えて下さい。

【岡信副社長】次に、蓄電に関する取り組みについてであります。当社は、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組みとして、西仙台変電所および南相馬変電所におきまして蓄電池システムを活用した実証事業を行って参りました。この成果として、蓄電池の活用が再生可能エネルギーの導入拡大に有効であるということが確認されました。一方で、現状では蓄電池システムは非常に高額であるため、さらなる導入にあたっては費用対効果を見極めることが必要であると考えております。

【回答】当社は、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みとして、西仙台変電所および南相馬変電所において、蓄電池システムを活用した実証事業を行って参りました。この成果として、蓄電池の活用が再生可能エネルギーの導入拡大に有効であることが確認されました。一方で、現状では蓄電池システムは非常に高額であるため、さらなる導入にあたっては費用対効果を見極めることが必要であると考えております。

８．運転４０年になる東海第二原発が６月中にも新規制基準に適合すると報道されています。それと比較して当社の女川原発２号機の新規制基準への適合性審査は説明を終えるは目標が延期に次ぐ延期でまだ見通しがたっていません。この差を当社はどう考えていますか。

【回答】適合性審査のスケジュールにつきましては、今後の審査に向けた準備状況や審査の進捗、議論の内容によって変わり得るものであり、また、原子力規制委員会が判断するものであることから、当社はお答えする立場にございません。当社といたしましては、できる限り早期に審査を進めていただけるよう、引き続き必要な準備をしっかりと進めるとともに、審査会合での効率的な説明に努めてまいります。

９．東海第二原発は再稼働や運転期間延長に際して立地自治体だけでなく、周辺自治体の同意を必要とする協定を結んだと報道されています。当社は女川原発２号機の再稼働にあたって、立地自治体である女川町と石巻市以外の、ＵＰＺ（３０Ｋｍ圏内）の自治体と同意を盛り込んだ協定を結ぶ用意を進めていますか。

【増子副社長】安全協定につきましては、各原子力事業者が関係自治体と協議の上、それぞれの事情や経緯を踏まえて締結・運用しております。女川の３０㎞圏内の自治体いわゆる UPZ 自治体との安全協定には、原子炉施設等の新増設や変更に関する事前了解は明記されておりませんが、現在女川２号機の新規制基準適合のための原子炉設置変更許可申請を行なっており、これについて宮城県と UPZ 自治体との覚書に基づき、UPZ 自治体のご意見は県を通じて当社に伝えられることになっております。当社は、頂戴したご意見を真摯に受け止め、誠実に対応してまいります。なお、再稼働にあたっては、周辺地域の皆様のご理解が広く必要であると考えており、丁寧な理解活動を継続的に進めてまいります。

【回答】安全協定につきましては、各原子力事業者が関係自治体と協議の上、それぞれの事情や経緯を踏まえて締結・運用をしております。女川の 30 キロ圏内の自治体、いわゆる UPZ 自治体との安全協定は、原子炉施設等の新増設や変更に関する事前了解は明記されておりませんが、現在女川 2 号機の新規制基準適合のための原子炉設置変更許可申請を行っており、これについて宮城県と UPZ 自治体との覚え書きに基づき、UPZ 自治体のご意見は県を通じて当社に伝えられることになっております。当社は頂戴したご意見を真摯に受け止め、誠実に対応してまいります。なお、再稼働に当たっては、周辺の皆様のご理解が広く必要であると考えており、丁寧な理解活動を継続的に進めてまいります。

１０．日本の企業統治（コーポレートガバナンス）改革は、金融庁によると、経営者は株主との様々な対話を通じて企業倫理の向上に努めるべきであるとしています。当社においても、これまで以上に株主との対話を促進する必要があると思われますが、如何でしょうか。具体的方策はあるのでしょうか。

【回答】当社は、株主様との建設的な対話に関する方針を定め、株主総会以外にも株主様との懇談会や決算説明会等の対話の場を設け、株主様の関心・懸念に応えるとともに、当社の取り組みに対する理解が得られますよう、経営方針をわかりやすく説明するよう努めることとしております。詳細につきましては、東証ホームページや当社ホームページ等で公開しているコーポレートガバナンス報告書をご覧いただきたく存じます。

１１．当社は運転停止中の原発の維持管理費に、２０１２～１６年度において４６６９億円かけていたという新聞報道がなされていますが、２０１７年度はいくら掛かったのでしょうか。

【回答】平成 29 年度の原子力発電費は、953 億円となっております。なお、有価証券報告書の原子力発電費には、減価償却費、修繕費、委託費、原賠・廃炉等支援機構一般負担金などが含まれます。これらの費用は、いずれも原子力発電所の運営に必要な費用であり、発電所の稼働状況によって大幅に変わるものではございません。

１２．「監査等委員会設置会社」は、グローバル化の潮流で社外取締役の導入を推進しているにも関わらず、結果として日本独自の“ガラパゴス制度”が出来上がっているとも言われています。欧米では、「指名委員会等設置会社」のように三委員会の機関構成が当たり前であり、人事及び報酬への社外役員の関与を避けるような本制度は見劣りするものです。指名委員会及び報酬委員会を伴わない本制度はコーポレート・ガバナンス上問題があるとして、監査等委員会設置会社への移行に海外の機関投資家が反対するケースが見受けられます。

なぜ、業務執行機能と監督機能が分離している「指名委員会等設置会社」ではないのですか。

【岡信副社長】まず、監査等委員会設置会社を選択した理由についてであります。株式会社の機関設計には、他にも指名委員会等設置会社という形態がありますが、指名委員会等設置会社は、監査・監督機能に特化したいという意向を持つ会社に、より適した機関設計であると考えております。当

社は、法的分離以降は、自ら発電および販売事業を行う事業持株会社と、送配電会社の２社体制とする方向で検討を進めております。当社は、これまで同様、事業部門の重要な意思決定を重視ししつ監査監督機能も強化したいと考えており、これには監査等委員会設置会社が最も適していると判断しております。

【回答】指名委員会等設置会社は、監査・監督機能に特化したいという意向を持つ会社に、より適した機関設計であると考えております。当社は法的分離後は、自ら発電および販売事業を行う事業持ち株会社と、送配電会社の２社体制とする方向で検討を進めております。当社はこれまで同様、事業部門の重要な意思決定を重視しつつ、監査・監督機能も強化したいと考えており、これには監査等委員会設置会社が最も適していると判断しております。

１３.「監査等委員が、取締役会の構成員として議決権を持つことなどにより、従来よりも、業務の執行状況などに関する経営の監督機能を高めることができる」とありますが、従来の監査役会が監査等委員会に取って代わり、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を行使することは、自己監査につながり、従前の「監査役会設置会社」よりも監査機能が低下するという指摘があります。また、監査等委員は独任制でなく監査等委員会の決定に従わなければならないことも問題視されていますが、どうですか。

【岡信副社長】次に、移行による監査監督機能への影響についてであります。監査等委員会は監査役のような独任制とは異なり、委員会として監査を行うこととなりますが、取締役の職務執行の監査を行うことや内部監査部門と連携しながら組織的に監査を実施することは、これまでと変わるものではありません。また、監査等委員が取締役として取締役会で議決権を行使すると共に、取締役の選解任などに関する意見陳述権を持つことになることから、監査等委員会設置会社への移行により当社の監査監督機能は強化されるものと考えております。

【回答】監査等委員会は監査役のような独任制とは異なり、委員会として監査を行うこととなりますが、取締役の職務執行の監査ということや、内部監査部門と連携しながら組織的に監査を実施することは、これまでと変わるものではありません。また、監査等委員が取締役として取締役会で議決権を行使するとともに、取締役の選解任などに関する意見陳述権を持つことになることから、監査等委員会設置会社への移行により、当社の監査監督機能は強化されるものと考えております。

１４.「監査等委員会を構成する監査等委員は、(略)、取締役の人事（指名・報酬）に関与する」とありますが、昨年１月に設置された独立社外取締役２名と会長および社長の計４名で構成された「指名・報酬諮問委員会」とは別な仕組みになるのですか。

【回答】指名・報酬諮問委員会は、取締役の指名や報酬に係る決定手続きの客観性、透明性を確保する観点から、独立社外取締役の適切な関与、助言をいただくための仕組みとして、取締役会の諮問機関として設置したものであります。審議事項につきましては、委員会の決議に基づいて取締役会に答申することとしております。

一方、監査等委員は、取締役として取締役会で指名・報酬に関する議決権を行使することができ、また、株主総会においては取締役の選解任、報酬に関する意見陳述権を有しており、これらの権限に基づき関与することになり、指名・報酬諮問委員会とは別な仕組みになります。

１５．前取締役高橋宏明氏は、今も当社相談役なのですか。顧問・相談役は株主総会の決議を経ずに選任可能で、実態が不透明との指摘があり、会長や社長が退任後に顧問・相談役として企業に残り、実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判があります。海外投資家の議決権行使に影響力のある米議決権行使助言会社インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ（ＩＳＳ）は、相談役・顧問制度の新規導入に反対を推奨する方針を打ち出しています。相談役・顧問制度は、悪しき慣習だとして「企業統治（コーポレートガバナンス）向上」のため、廃止する会社が増えていると聴きますが、当社はいつまで存続するのですか。

だれが、顧問・相談役を指名するのですか。現在、他にだれか、顧問・相談役はいるのですか。相談役としての報酬が支払われているとのことですが、附属明細書の雑給の一般管理費からですか。

【回答】社長経験者の相談役・顧問は、現在、八島俊章最高顧問、幕田圭一相談役、高橋宏明相談役の３名となっており、相談役、最高顧問への就任については、その方の持つ経験、知識などを勘案して、社長が決定しております。相談役・顧問の役割は各社によってさまざまであると認識しておりますが、当社においては経営や専門分野での高い識見・経験等をもとに、会社を取り巻く諸問題について幅広く意見、助言を頂戴しており、有益であると考えております。また、会社の業務執行に係る意思決定に直接関与することもなく、弊害はないと考えており、現時点で廃止の考えはございません。

また、相談役・顧問の報酬は、附属明細書の雑給に整理しております。

１６．スマートメーターの設置に関して、以下の質問にお答えください。

① 2015 年（H27）1 月から開始したスマートメーターの設置数は、現在、契約者全体の内の何件で何％ですか、県別、家庭用・業務用等規模別にご回答下さい。当年度の経費はいくらでしたか。

【回答】平成 26 年度から導入を開始し、5 月末の時点ではスマートメーターの取り替え対象契約の 39 パーセントにあたる約 261 万件に設置しております。なお、スマートメーターの設置に関わる年度ごとの経費は、年間約 40 億円と試算しております。

② 機器から出る強いマイクロ波で頭痛・めまい・不安感・動悸・耳鳴りを訴える人が増加する可能性があると聞きます。昨年の回答では、「電波法などの関係法令に基づき開発されており、人体への影響についてはないものと判断しております」とのことですが、当社で実証実験などは行なったのですか。また、「お客様からの設置拒否の要望等があった場合は、個別に対処しております」との回答でしたが、何件あったのですか。今回、同意設置後撤去の要請がありましたか。あった場合はどのような理由からでしたか。

【回答】スマートメーターの通信ユニットは電波法などの関係法令に基づき開発されており、人体への影響についてはないものと判断しております。また、スマートメーターへの取り替えにあたっては、設置工事の際にお客様へ個別にお知らせしており、お客様からの設置拒否の要望や問い合わせ等に対しても、丁寧に対応するよう努めております。

１７．事業報告で「他の事業者へ契約を切り替えるお客さまが増加」とありますが、一昨年 4 月 1 日から電力小売りの全面自由化が始まり、すでに 2 月末現在、当社でも離脱件数 26 万 2300 件と聞きますが、現在の離脱件数、離脱需要をご回答下さい。

また、当社が所有する送配電網の使用料（託送料金）が、低圧は 1 ｷﾛﾜｯﾄ時当たり平均で 10 円 49 銭と大手 10 電力で 2 番目に高いと聞きますが、なぜですか。

【回答を控える】当社からの離脱件数、離脱需要につきましては、販売戦略に係る情報であることから、回答は差し控えさせていただきます。

【回答】当社は、供給面積が全国最大で、一方、販売電力は中位レベルであり、面積あたりの需要密度が低い状況となっております。このため、販売電力量当たりの電柱・電線といった設備が多いことなどが、託送料金が高くなっている要因と考えられます。ネットワーク利用者の負担が少しでも軽くなるよう、安定供給を前提に、今後も引き続き効率化に取り組んでまいります。

１８．事業報告で「家庭用分野では、引き続き首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」の加入拡大をはかるとともに、本年 3 月に出資を行なった株式会社東急パワーサプライを通じて、さらなる販売拡大をはかってまいります。法人分野では、引き続き株式会社シナジアパワーを通じて、北関東を中心とした関東圏の高圧・特別高圧のお客さまに積極的な提案活動を実施してまいります。」とありますが、契約件数、売り上げ金額はそれぞれどうなりましたか。

【岡信副社長】まず、これまでの供給エリアを超えた事業展開の状況についてであります。東北６県および新潟県以外での電力販売につきましては、法人分野では株式会社シナジアパワーを通じまして北関東を中心とするお客様に精力的に営業活動を行っており、平成２９年度末で約１７万キロワットのご契約をいただいております。家庭用分野では、本年１月から料金単価引き下げなどを行いました首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」の契約件数が２９年度末で約１４００件と前年比約５倍の実績となりました。本年３月に出資を行った株式会社東急パワーサプライは、首都圏を

中心に顧客を獲得し、平成２９年度末での契約件数は約１２万４０００件となっております。

【回答】東北６県および新潟県以外では、電力販売につきましては、家庭用分野では本年 1 月から料金単価引き下げなどを行った首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」の契約件数が、平成 29 年度末で約 1,400 件と前年比約 5 倍の実績となりました。本年 3 月に出資を行った株式会社東急パワーサプライは、首都圏を中心に顧客を獲得し、平成 29 年度末での契約件数は、約 12 万 4,000 件となっております。法人分野では、株式会社シナジアパワーを通じて北関東を中心とするお客様に精力的に営業活動を行っており、平成 29 年度末で約 17 万 KW のご契約をいただいております。

１９．一昨年９月に宮城県が設立した「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」に、当社が発足時より委員として参画しているとのことですが、どのような進展はありましたか。また、世界で主流の洋上風力発電について、秋田県沿岸において開発可能性調査を実施する秋田洋上風力発電株式会社に対し、グループ企業を通じて出資参画しているとのことですが、どうなっていますか。

【回答】宮城県が主導する、みやぎ洋上風力発電等導入研究会は、2 つの地点で地域協議会の設立を検討していくと方向性を打ち出し、平成 30 年 2 月に終了しております。当社は地元の電力会社として、引き続き地域協議会等において洋上風力の電力系統への連系に関する技術的な助言を行ってまいりたいと考えております。秋田洋上風力発電株式会社につきましてはグループ企業を通じて出資参画し、秋田県沿岸での洋上風力の開発可能性調査に関し、鋭意推進しているところであります。

２０．東日本大震災の 3 年前の 2008 年 3 月、当社が、女川原発の敷地が水没する高さ 22.79㍍の津波想定をまとめていたことが、今年 4 月 27 日、東京地裁で開かれた福島第一原発事故を巡る「東京電力 3 被告刑事裁判」（業務上過失致死傷罪で旧経営陣 3 人が強制起訴）第 9 回公判で開示された会議資料で判明しました。

2008 年 3 月 5 日に、東電、東北電力、日本原電などが参加して開かれた「津波バックチェックに関する打合せ」の議事記録です。これによると、当社も、地震本部の長期評価（2002）の考え方に基づき、これまで発生した記録のない宮城県沖から福島県沖にまたがる領域で M8.5 の津波地震を想定、明治三陸沖地震（1896）のような津波地震が、もっと南で起きる可能性を検討しています。この場合、女川原発での津波高さは 18.16～22.79m と計算、女川（敷地高 14.8m）も水没すると予測されています。

なぜ当社は、「大津波で敷地が水没する想定をしていた」事実を、震災後 7 年も隠していたのですか。女川原発は、建設時に敷地を高くしていた？　から震災の津波にも耐えたと豪語していますが、たまたまのことで、実は一歩間違えば福島原発事故と同じことが起きていたのではないのですか。

取締役会は、この事実をいつの時点で知りましたか。どう対処するよう指示したのですか。

【回答】平成 18 年度の耐震設計審査指針改訂に伴う耐震バックチェックにおいて、女川の想定津波高さを土木学会手法に基づき、女川の基準海面高さプラス 13.6m と評価し、国へ報告予定でありました。並行して、この 13.6m という津波高さがどの程度の安全レベルなのか、想定津波高さの発生頻度がいかに低い値なのかを示す手法について、当時の研究論法を踏まえて自主的に研究を進めておりました。

その手法とは、津波高さとその高さを超える確率の関係を数学の確率論を用いてグラフ上の曲線として導き出すものです。曲線を導き出すための既知の科学的知見に不確実性があるという前提で、さまざまな条件で津波高さを計算する必要がありますが、当時、条件の考え方は確立しておらず、機械的・数学的に設定した条件を含め、さまざまな試算を行っておりました。報道記事にある 18.16m や 22.79m はそのような条件での計算値であり、設計の基準とする津波高さではありません。

繰り返しになりますが、当時は手法が未確立で、いろいろな計算を行っていた段階であり、規制で要求されている事項ではありませんでした。

なお、本件につきましては取締役会に報告はされておりません。

２１．「女川原子力発電所の状況」報告で、「２号機は、主な作業として耐震工事等を行っております」「３号機は、主な作業としてプラント停止中の安全維持点検および 耐震工事等を行っておりま

す」とあります。ところが、１号機は具体的作業が記載されていませんが、現在どんな作業を行なっているのですか。復旧は何処まで進んだのですか。なぜ、耐震工事等が行なわれないのですか。廃炉に向けた準備のためであれば、賢明な判断だと思いますが如何ですか。

【回答】現在、女川 1 号機は、地震後の健全性確認を行っているところであり、新規制基準を踏まえた安全対策についても継続的に取り組んでまいります。女川 1 号機については、本年 6 月で運転開始から 34 年となりますが、現時点では廃炉を判断する状況にあるとは認識しておりません。

２２．女川原発２号機の新規制基準適合性審査の過程で、「緊急時対策所」が設置される重要棟を免震構造から耐震構造に方針を変更しています。技術的検討と共に費用的な検討も行なったと思いますが、どちらがどれだけの費用が掛かると試算したのですか。免震構造と耐震構造ではどちらの建設費が高かったのですか。緊急時対策所はいつから施工を始め、完成時期はいつになりますか。

【回答】緊急時対策所の建物構想につきましては免震構造としておりましたが、新規制基準適合性審査における議論等から、電源・空調設備等の耐震強化や、建物内の加圧用ボンベの追加配備を行う他、建物の壁を厚くし、遮へい機能を強化する等、設計を見直しました。これら設備・建物の設計見直しや重量の増加を踏まえ、建物構造についても検討し、原子炉施設での採用実績が多く、これまでの設計の経験や技術的知見も豊富な耐震構造に建物の構造を見直して、より確実に安全確保を図っていくことにいたしました。

【回答を控える】緊急時対策建屋の機能につきましては免震構造と耐震構造で大きな差はないと考えておりますが、今後の価格交渉に影響を及ぼす可能性があるため、具体的な費用についての回答を差し控えさせていただきます。

【回答】緊急時対策建屋は準備が整い次第、施工を開始し、2020 年度の工事完了を目指して工事を進めてまいります。

２３．日本原子力発電の「有価証券報告書」によれば、当社は、資本金 1200 億円の内 6.12%の 73 億円を出資、震災後は保有する 4 基の原発のうち 2 基が廃炉作業中で 2 基は停止中で発電量ゼロにも関わらず、当社は税別で 2011 年度 116 億円、12 年度 120 億円、13 年度 92 億円、14 年度 103 億円、15 年度 90 億円、16 年度 79 億円、17 年度 90 億円（推計）、「基本料」という名目で 7 年間で約 700 億円も支払い続けてきました。

以下、質問致します。

①昨年、「当年度支払った基本料金はいくらですか」と質問したところ、「個別契約の金額や具体的内容については、個別取引に関するものであり、回答を差し控えさせていただきます」との回答でした。相手方が公開しているのに、情報を公開しないのは可笑しくはありませんか。なぜ、年度により支払い金額が違うのですか。どの項目から支出しているのですか。

②政府提出の資料によると電力会社と原電の長期契約について「基本契約の中では、電力受給の終期や料金について明確な記載はしていません。（中略）日本原電との間では期限の定めのない永続的な契約関係にあります。」とのことですが、受電しないにも関わらず支払い続ける契約は、電力自由化に馴染まないのではないですか。株主への背任行為であり、破棄すべきと思いますが如何ですか。

③被災した東海第二原発が廃炉になった場合、支払ったお金をどうやって回収するのですか。回収不能の場合、株主への背任行為ではないのですか。取締役はどのような責任をとるのですか。

④仮に、原子力規制委員会の審査の合格が出たとしても、東海第二原発は、地元５市に同意権限が拡大したため、再稼働の時期は見通せませんが、当社は受電再開をいつと予定しているのですか。

⑤「原子力発電のパイオニアである同社への支援により、同社が持つ知見を獲得し、当社事業へ活用する」とありますが、当社もすでに 30 数年の原発事業での「蓄積」があると思いますが、原電が持つ知見とは具体的にどのようなものがあり、どう活用するのですか。

⑥当社は、これまで既に、原電の資金調達のため 67 億 6000 万円の債務保証を行なっています。今回、「原電の自己資金を超える分は受電量に応じた金額を上限に支援を行なう」とのことですが、原電は金融機関から「経理的基礎」がないと判断されており、破産状態です。これ以上の債務保証は行なうべきでないと思いますが、如何ですか。

【増子副社長】日本原子力発電は、開発から廃止措置まで一連の技術に関する知見を蓄積しており、こうした知見を当社原子力発電所の着実な運営に生かして参りたいと考えております。当社といたしましては、日本原子力発電の事業継続性、東海第二発電所の再稼働による当社火力燃料費の抑制といった、当社のメリット等を十分に評価したうえで、契約や債務保証を継続しており、今後も適時・適切に判断してまいります。なお、当社は、日本原子力発電が東海第二発電所について２０２１年３月以降の再稼働を目指し、地元説明会など理解活動を行なっていると認識しております。

【回答】日本原子力発電への支払いは、他社購入電力料に整理してございます。

【回答を控える】なお、日本原子力発電との契約に限らず、購入先ごとの金額等、個別の取り引きに関する内容につきましては、回答を差し控えさせていただいております。

【回答】それと、日本原子力発電は、わが国の原子力事業のパイオニアとして、開発から廃止措置までの一連の技術に関する知見を蓄積しており、こうした知見を当社原子力発電所の着実な運営に生かしてまいりたいと考えております。仮定のご質問にはお答えいたしかねますが、当社といたしましては、日本原子力発電の事業継続性、東海第二発電所の再稼働による当社火力燃料費の抑制といった当社のメリットなどを十分に評価した上で、契約や債務保証を継続しており、今後も適宜適切に判断してまいります。

東海第二発電所は、安全対策工事が終わる 2021 年 3 月以降の再稼働を目指して取り組んでいるところであり、日本原子力発電は再稼働への理解を得るために、地元説明会の開催などを行っていると聞いており、理解形成のための必要な対応が行われていると認識しております。当社としては新たな安全協定の締結により、東海第二が再稼働できない状況になるとは考えておりません。

２４．女川原発２号機および東通原発１号機で新規制基準などを踏まえた安全対策工事が進められていますが、これまでこの安全対策工事の費用として約３５００億円の経費が見込まれると公表されています。当年度末までに費やされた経費はいくらですか。どの科目に計上されていますか。今後かかる経費の見通しについて明らかにしてください。

【増子副社長】新規制基準などを踏まえた安全対策工事費の総額としては、女川・東通合計で３千数百億円程度という規模感をお示ししております。今後、追加対策等により工事費が増加する可能性がありますが、一方で安全確保を最優先とした効率化も鋭意進めており、現時点で最終的な見通しについてお答えできる状況にはありません。なお、これまでに女川・東通合計で約１７２０億円を支出しております。

【回答】新規制基準などを踏まえた安全対策工事費の総額としては、女川、東通、合計で３千数百億円程度という規模感をお示ししております。今後、追加対策等により工事費が増加する可能性がありますが、一方で安全確保を最優先とした効率化も鋭意進めており、現時点で最終的な見通しについてお答えできる状況にはありません。なお、平成 29 年度末までに、女川、東通合計で約 1,720 億円を支出しており、建設仮勘定に整理しております。

２５．昨年 10 月発覚した神戸製鋼所の品質データ改ざんは深刻な問題で、原子力関係への材料供給でも多くのトラブルを引き起こしています。当社女川原発１号機の使用済燃料チャネルボックスでも不適正溶接に起因する腐蝕・欠損が発生しています（2015 年 6 月）。使用済燃料プールに貯蔵保管していた燃料集合体 861 体中９体のチャンネルボックス上部のクリップといわれる部分に欠損があることを確認され、内６体は神戸製鋼所製とのことですが、賠償請求はしたのですか。他に神戸製鋼所製の部材は使用されていなかったのですか。何処まで点検・確認しましたか。

【回答】神戸製鋼所品質データ改ざん問題を踏まえ調査を行い、平成 29 年 11 月 29 日に、原子力規制庁に安全上重要な部位に不正のあった神戸製鋼所製品は使用されていない旨の報告を行っております。なお、神戸製鋼所の製品は、溶接棒や弁、ボルト材など多岐にわたって使用されていますが、いずれの製品も不正があった製品ではないことを確認しております。使用済燃料チャンネルボックスの一部欠損は、神戸製鋼所が製造する際の溶接作業にて過大な入熱が加わったために発生したものであり、品質データ改ざん問題との関係はございません。損害賠償に関しては、現在検討を行っているところであります。

２６．懸案になっている「防潮堤の設計方針等の変更」の件ですが、「防潮堤下部の盛土・旧表土部分を地盤改良することにより岩盤に到達していない鋼管杭（短杭）も沈下しない設計とします。また、防潮堤の安定性をさらに確保するための地盤改良も行います」（発電所だより 2018 年 3 月号）とのことですが、具体的にはどのように地盤改良するのでしょうか？（セメントを入れ込むなどでしょうか？）　また、これにより追加で発生する費用はいまのころ、どれくらいを見込んでいるのでしょうか？　さらに、このように地盤改良した結果として、地下水の流れに影響はないのでしょうか？

【回答】防潮堤についてはこれまでの審査を踏まえ、沈下を許容する構造を見直し、地盤改良により地盤沈下しないようにすることで、津波対策設備としての信頼性を高めることとしております。当初から防潮堤下部には地盤改良を施しており、今回の追加はその地盤改良部の下に残る盛土、旧表土も同様の方法でセメントを混合して地盤改良を行うものです。当初の予定の安全対策工事費、安全対策工期内で納まるよう、引き続き対応するとともに、地下水の影響も考慮した防潮堤の施工を進めてまいります。

２７．今年 3 月 29 日、日本原子力発電は東海第２原発（茨城県東海村）の再稼働に際し、立地自治体の同村に加え、県内にある周辺５市にも「実質的な事前了解権」を認めるとする新たな安全協定を結んだとの報道がありました。原発から 30ｋｍ圏内の自治体には、原発のリスクを根拠として避難計画が義務づけられる一方で、再稼働にはこれまでなんの権限もなかったことを考えると当然の動きだと思われます。当社でも、女川原発や東通原発の再稼働に際しては、同様の安全協定が必要と考えますが、いかがでしょうか？

【増子副社長】安全協定につきましては、各原子力事業者が関係自治体と協議の上、それぞれの事情や経緯を踏まえて締結・運用しております。女川の３０㎞圏内の自治体いわゆる UPZ 自治体との安全協定には、原子炉施設等の新増設や変更に関する事前了解は明記されておりませんが、現在女川２号機の新規制基準適合のための原子炉設置変更許可申請を行なっており、これについて宮城県と UPZ 自治体との覚書に基づき、UPZ 自治体のご意見は県を通じて当社に伝えられることになっております。当社は、頂戴したご意見を真摯に受け止め、誠実に対応してまいります。なお、再稼働にあたっては、周辺地域の皆様のご理解が広く必要であると考えており、丁寧な理解活動を継続的に進めてまいります。

【回答】安全協定につきましては、各原子力事業者が関係自治体と協議の上、それぞれの事情や経緯を踏まえて、締結・運用しております。女川の 30 キロ圏内の自治体、いわゆる UPZ 自治体との安全協定は、原子炉施設等の新増設では変更に関する事前了解は明記されておりませんが、現在女川２号機の新規制基準適合のための原子炉設置変更許可申請を行っており、これについて宮城県と UPZ 自治体との覚書に基づき、UPZ 自治体のご意見は県を通じて当社に伝えられることになっております。当社は、頂戴したご意見を真摯に受けとめ、誠実に対応してまいります。なお、再稼動に当たっては、周辺地域の皆様のご理解が広く必要であると考えており、鋭意な理解活動を継続的に進めてまいります。

２８．今年 3 月、「東京電力が、建設工事が中断している東通原発（青森県東通村）の共同建設や運営に向け、今春に他の大手電力と協議会を設置することが分かった。東北電力、中部電力と日本原子力発電が加わるとみられ、関西電力も検討する。政府も支援する見通しだ。東電が掲げる原子力業界再編の一環」との報道がありました（河北新報 2018. 3. 17）。当社は否定していますが、改めて、①東通原発に関して東京電力との協力体制　②それにとどまらない原子力発電運営の再編の動き、を当社がどのように考えているのでしょうか。

【増子副社長】当社といたしましては、まずは女川２号機、東通１号機の再稼働に向けて適合性審査や安全対策工事等にしっかりと取り組んでいくことが最優先と考えており、東京電力東通原子力発電所の共同での建設・運営はもちろんのこと、再編統合について検討できる状況にはありません。一方で当社は、これまでも共通の課題で相互にメリットがあるものについては、事業者間で協力を行ってきており、今後もそうした協力は行っていくものと考えております。

【回答】当社といたしましては、まずは女川２号機、東通１号機の再稼動に向けて、適合性審査や安

全対策工事等にしっかりと取り組んでいくことが最優先と考えており、東京電力東通原子力発電所の共同での建設・運営はもちろんのこと、再編・統合について検討できる状況にはありません。一方で、当社はこれまでも共通の課題で双方にメリットがあるものについては、事業者間で協力を行ってきており、今後もそうした協力は行っていくものと考えております。

２９．六ヶ所村の再処理工場は、2018 年になっても本格稼働のメドはまったくたっていません。そうしたなか、関西電力は青森県むつ市の「中間貯蔵施設」への使用済核燃料の搬入を検討しているとの報道がありました。一方、東電福島原発事故の際は、「4 号機での使用済核燃料を冷やすプールの水が干上がってしまえば、避難は 250ｋｍ圏内に及ぶ」という原子力委員会近藤委員長のレポートが当時の政府を驚がくさせました。女川原発で現在保管している使用済核燃料を安全に保管するため、当社はどのように考えていますか？　乾式貯蔵への変更、あるいは「中間貯蔵施設」への搬入は検討していないのでしょうか？

【回答】使用済燃料の保管について、当面は現行の使用済燃料プールを活用することとしております。プールでの貯蔵にあたっては原子炉と同様に、電源や冷却機能の確保や強化といった各種対策により、安全性の向上を図ってまいります。また、使用済燃料貯蔵対策については重要な課題の 1 つであると認識し、当社としても敷地内外における乾式貯蔵施設等の種々の貯蔵方法について検討することとしております。

３０．電気はいまや日常生活に必要不可欠なものであり、したがって電力会社もなくてはならないものです。しかし、原発は必ずしもなくてはならないものではないことがこの間ますます明らかになっています。「2030 年（代）には原発ゼロ」とする法案も出されていますが、いずれにしても近い将来原発はなくなるものと思われます。それを見据えた体制を準備することが、当社の生き残りに不可欠だと考えますが、現在「ポスト原発」の社内体制への準備は進んでいるのでしょうか？

【回答】エネルギー資源に乏しいわが国では、原子力は安全確保を大前提に、安定供給・経済効率性・環境適合の観点から重要なベースロード電源で、将来にわたり一定規模を確保する必要があります。当社といたしましては、特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力を活用しながら、バランスの取れた電源構成を実現することが重要と認識しております。これまで安全性向上に向け、新規制基準への適合にとどまることなく、自主的な安全対策の取り組みを継続し、さらなる安全レベルの向上に努めております。引き続き安全確保を最優先に、地域の皆様のご理解を得ながら安全対策工事完了後、準備が整った段階での再稼動を目指してまいります。

３１．東京電力福島第一原発事故の損害賠償費用について、一般負担金として当社の２０１７年度の負担額、１ｋｗｈ当たり、１世帯当たりの負担額はいくらですか。

【増子副社長】原子力事業者は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、事業者間の相互扶助の仕組みによる原子力事故に係る賠償への備えとして一般負担金を負担しております。当社の２０１７年度における一般負担金は約１０７億円であり、２０１８年度中に納付予定であります。原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、国の専門部会において、適切な賠償を迅速に実施する事を前提に、原子力事業者の予見可能性の確保などにも留意ししつ検討が行なわれ、本年１月２２日に原子力賠償制度の見直しについての素案が提起されております。

【回答】一般負担金は、事業者間の相互扶助の仕組みによる原子力事故にかかる賠償への備えとして、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき負担するものであり、当社の平成 29 年度一般負担金は 107 億 910 万円となっております。平成 25 年度の料金改定では、年間 107 億 910 万円を料金原価に算入しており、1kWh 当たりでは、約 0.14 円となっております。当社の平均的なモデル、30A、月 260kWh の使用における年間のご負担額は、約 440 円となっております。

３２．取締役および監査役の報酬等の額の注記に昨年度に続いて「当年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました」とあります。これで取締役賞与は 7 期連続の不支給となっていますが、私たちが求め続けて来た取締役賞与の廃止を決断する時期ではありませんか。

【回答】当社の役員報酬体系は月額報酬、ストックオプション、賞与で構成され、短期および中長期的なインセンティブ報酬を組み込んだ適切なものであると考えており、取締役賞与そのものを廃止する考えはございません。なお、取締役賞与の支給に当たっては今後も株主総会に議案を提案し、株主の皆様にご趣旨を説明した上で、ご了承をいただきたいと考えております。

３３．事業報告に「これまでの供給エリアを越えた事業展開として、家庭用分野では、本年１月より、さらにお得な料金へ見なおした首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」の加入拡大をはかった」とありますが、その結果前年度「280 件程度の申し込み」だった契約件数は飛躍的に伸びましたか。現時点での契約件数を明らかにして下さい。飛躍的に伸びていない場合、その原因をどの様に分析しているか示して下さい。

【回答】首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」は、本年 1 月からの料金単価引き下げ等により加入が進み、平成 29 年度末で約 1,400 件程度と前年比約 5 倍の実績となりました。

３４．株主提案に対する取締役会の意見に「わが国はエネルギー資源に乏しい」との取締役会の認識が示されていますが、現在は多種多様なエネルギー確保が可能な時代になっています。この様な認識に凝り固まっていては選択肢を狭め、世界の流れに乗り遅れることになりませんか。

【回答】日本の平成 28 年度のエネルギー自給率は 8 パーセントにとどまり、資源を海外に依存している状況にあります。加えて、外国との電力の系統連系も有していない状況であります。現状では、再生可能エネルギーを含む各エネルギー源はそれぞれ特性を持っており、安定的かつ効率的な地球構造を一手に支えられるような単独のエネルギー源はありません。そのような状況においては安全確保を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れたエネルギーミックスを実現することが、極めて重要と認識しております。

３５．福島第一原発事故を契機として運転停止をした原発の再稼働は進まず、廃炉の決定がなされる原発が増えています。最近も福島第二原発４基の廃炉方針が東京電力によって明らかにされました。原発を「重要なベースロード電源」とする政府のエネルギー基本計画を達成するためには、2030 年に 30 基の原発を再稼働させることが必要ですが、実現困難な状況です。原発に拘泥する愚を改めるべきではありませんか。

【回答】エネルギー資源に乏しいわが国では、原子力は安全確保を大前提に安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要なベースロード電源で、将来にわたり一定規模確保する必要があります。当社としては、特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力を活用しながらバランスの取れた電源構成を実現することが重要と認識しております。これまで安全性向上に向け、新規制基準への適合にとどまることなく、自主的な安全対策の取り組みを継続し、さらなる安全レベルの向上に努めております。引き続き安全確保を最優先に、地域の皆様のご理解を得ながら、安全対策工事完了後、準備が整った段階での再稼動を目指してまいります。

３６．第９号議案に対する取締役会の意見に「国内外で廃止措置を完了した実績がある」とされていますが、国内の実績はどの原発のもので、どの様な課題があると認識していますか。国外での実績の調査はどの位進めていますか。

【増子副社長】国内では廃止措置を完了した実績として、旧日本原子力研究所の動力試験炉において、1996 年に廃止措置が終了しております。廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分先の確保につきましては、原子力事業者共通の課題であると認識しております。国外での実績につきましては、解体技術、日本との制度面の相違などの調査を実施しております。

【回答】国内では廃止措置を完了した実績として、旧日本原子力研究所の動力試験炉において、平成 8 年に廃止措置が終了しております。廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分先等の確保については、原子力事業者共通の課題であると認識しております。国外での実績につきましては、解体技術、日本との制度面の相違などの調査を実施しております。

３７．第１０号議案に対する取締役会の意見に「発電量が最大となる場合や緊急時に備えて一定の空

き容量を確保する」とありますが、どの位の空き容量を確保する必要があると算定していますか。

【岡信副社長】まず、緊急時に備えて確保する送電線の空き容量についてであります。電気の安定供給を確保するため、基本的に送電線は２回線としておりまして、落雷などにより１回線が停止した場合には、残る回線で送電を行うことになります。そのため電力広域的運営推進機関の指針を踏まえ、発電量が最大となる場合において、１回線のみで送電ができるよう１回線分の容量を緊急時の空き容量として確保していたものです。

【回答】電気の安定供給を確保するため、基本的に送電線は２回線としており、落雷等による１回線が停止した場合には、残る回線で送電を行うことになります。このため、電力広域的運営推進機関の指針を踏まえ、発電量が最大となる場合において１回線のみで送電ができるよう、１回線分の容量を緊急時の空き容量として確保していたものです。

なお、現在国などにおいて、既存の送電線の利用率向上に向けたルールの見直しなどについて検討が進められており、当社としても適切に取り組んでまいります。

３８．「東北地方の１４基幹送電線が、実際には2%～18.2%しか使われていない」という研究者の分析を、当社はどう評価していますか。

【岡信副社長】次に、送電線の利用率についてであります。当社送電線の利用率が低いとのご指摘がありますが、これは送電線に流れる電気の年間の平均値から算出したものであります。しかしながら、電力広域的運営推進機関から見解が示されている通り、送電線の利用率の算定にあたっては、年間の平均値ではなく年間の最大値から算出することが適切であると考えております。なお現在、国などにおいて、既存の送電線の利用率向上に向けたルールの見直し等について検討が進められており、当社としても適切に取り組んでまいります。

【回答】当社送電線の利用率が低いとのご指摘がございますが、これは送電線に流れる電気の年間の平均値から算出したものであります。しかしながら、電力広域的運営推進機関から見解が示されているとおり、送電線の利用率の算定にあたっては年間の平均値ではなく、年間の最大値から算出することが適切であると考えております。

３９．第１１号議案に対する取締役会の意見に「当社としてもさらなる（再生可能エネルギーの）導入拡大に向けた取り組みを進めております」とありますが、2030年までにどの割合まで拡大する目標で取り組んでいますか。

【岡信副社長】次に、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みについてであります。当社は、これまでも東北地域に適地の多い再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりました。当社の電源に占める再生可能エネルギーの割合に関する目標は設定しておりませんが、今後も地域の電力会社として企業グループが一体となりまして、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

【回答】当社はこれまでも東北地域に適地の多い再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりました。当社の電源に占める再生可能エネルギーの割合に関する目標は設定してございませんが、今後も地域の電力会社として、企業グループが一体となって再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでおります。

４０．第１２号議案に対する取締役会の意見に「日本原燃株式会社の再処理工場・MOX 燃料工場の竣工および安定操業が極めて重要であります」と述べられていますが、昨年の株主総会での株主提案に対する取締役会の意見で「「日本原燃株式会社の再処理工場については、平成30年度上期の竣工に向け」と当社取締役は見通しを示しています。実現可能ですか。難しいとすれば竣工時期は何時になると見通していますか。

【増子副社長】まず、日本原燃再処理工場の状況についてであります。日本原燃は、昨年１２月、再処理工場の竣工時期を２０２１年度上期へ変更しております。これは、適合性審査の進捗により、さらなる安全性向上のための対策等が固まってきたことを踏まえ、主な安全性向上工事の工程などに見通しが得られたことによるものと認識しております。日本原燃におきましては、竣工に向けて全力で取り組んでいただきたいと考えております。

【回答】日本原燃は昨年 12 月、再処理工場の竣工時期を 2021 年度上期へ変更しております。これは適合性審査の進捗により、さらなる安全性向上のための対策等が高まってきたことを踏まえ、主な安全性向上工事の工程等に見通しが得られたことによるものと認識しております。日本原燃におきましては、竣工に向けて全力で取り組んでいただきたいと考えております。

４１．電気事業固定資産の内燃力発電設備が前期３０８億７０００万円から当期１３７億４２００万円へと１７１億２８００万円減額していますが、その内訳について説明して下さい。
【回答】平成 30 年度供給計画において、秋田 5 号および東新潟 5 号の緊急設置電源の平成 30 年 9 月廃止を平成 29 年度に決定したことから、減損損失を計上したことなどによるものです。

４２．電気事業固定資産の新エネルギー等発電設備が前期１１０億８０００万円から当期１１５億５９００万円へと４億７９００万円増額していますが、その内訳について説明して下さい。
【回答】地熱発電所におけるタービンローター工事等により増加したものでございます。

４３．固定資産仮勘定の建設仮勘定が前期２７７５億８３００万円から当期２９９６億６２０　０万円へと２２０億７９００万円増額になっていますが、その明細について明らかにして下さい。
【回答】能代火力発電所 3 号機新設工事などにかかる残高が増加したことなどによるものです。
【回答を控える】なお、個別件名ごとの残高につきましては、当社のコスト競争力に関わるものでありますので、回答は差し控えさせていただきます。

４４．固定資産仮勘定に使用済燃料再処理関連加工仮勘定として９５億３３００万円計上されていますが、その内訳について説明して下さい。
【回答】平成 28 年 10 月の再処理拠出金制度導入以前に発生した使用済燃料のボックス燃料加工にかかる費用を、使用済燃料を再処理機構に拠出したものです。

４５．核燃料の装荷核燃料３４７億２９００万円は前年度と変わっていませんが、装荷ウラン重量３９０トンの価額でいいですか。このうち炉心に装荷されている核燃料は何体で、使用済燃料プールに貯蔵されている核燃料は何体ですか。
【回答】価額は装荷ウラン重量約 390 トン分のものです。装荷核燃料につきましては、平成 30 年 4 月末時点で、2,252 体全数を発電所の使用済燃料プールで貯蔵中となっております。

４６．加工中等核燃料が前期１１４４億７１００万円から当期１２５２億４８００万円へと１０７億７７００万円増額になっていますが、その内容について明らかにしてください。
【回答】長期契約による購入や燃料製造工程にかかる支出などにより、増加したものでございます。

４７．長期前払費用１０２億２２００万円の明細について説明して下さい。高レベル放射性廃棄物の貯蔵・輸送に係る費用の計上額を示して下さい。
【回答】長期前払費用は、工事の完了検収前では古いものの、長期にわたる修繕工事などの費用の一部について前払いしたものであり、原子力発電所の修繕工事に係るものなどを計上しています。
【資料】高レベル放射性廃棄物の輸送にかかる費用は、配布資料に記載のとおりでございます。
・高レベル放射性廃棄物の輸送に係る費用：６億５，１００万円

４８．電気事業営業費用に前期計上されていた使用済燃料再処理等拠出金費のうちの使用済燃料再処理等拠出金発電費が計上されなくなっている理由は何ですか。
【回答】平成 29 年度は使用済燃料が新規に発生していないため、計上はありません。平成 28 年度の実績は、再処理拠出金制度導入以前の旧制度下における平成 28 年度上期の実績です。

４９．使用済燃料再処理等既発電費が２９億９１００万円と前期と同額が計上されていますが、今後も同額の拠出になるのですか。

【回答】再処理等拠出金法に基づき、平成 28 年度以降平成 31 年度まで毎年度、昨年度と同額の約 26 億 9,100 万円を拠出することとなっております。

５０．当期から引当金明細表に使用済燃料再処理に関する項目が無くなっているのは、再処理拠出金制度の導入によって再処理機構に管理が移管されることになったためですか。
【回答】再処理拠出金制度導入により使用済燃料を再処理機構が認定、費用を拠出し、引当金を全て取り崩したことで残高がなくなったため、引当金明細に表示していないものです。

５１．当期末現在での日本原燃(株)への出資額、再処理契約量、再処理前払い金は、それぞれいくらになっていますか。
【回答】期末現在での日本原燃への出資額は、346 億円です。再処理前払金の残高は、約 87 億円です。
【回答を控える】日本原燃への再処理契約量につきましては、再処理等拠出金法の施行に伴い、従来の電力と日本原燃間の再処理契約が、平成 28 年 11 月で使用済燃料再処理機構と日本原燃間の委託契約に移行したことから、当社からはお答えすることができません。

５２．当社の保有する核分裂性プルトニウム量は、当期末にはいくらになっていますか。ｋｇ単位で明らかにして下さい。どの再処理工場にいくらずつありますか。
【資料】配布資料に記載のとおりです。
・核分裂性プルトニウム保有量（平成２９年１２月末）
　約４７６ｋｇ
・内訳
　①　国内　　約７５ｋｇ
　　日本原燃　　約６３ｋｇ
　　日本原子力研究開発機構　約１１ｋｇ
　②　海外　　約４０２ｋｇ
　　仏国分（オラノ）　　約２０４ｋｇ
　　英国分（ＮＤＡ）　　約１９７ｋｇ
　注）内訳と合計は四捨五入により一致しない。

５３．原子力発電費の修繕費が前期１２７億８８００万円から当期１６７億６７００万円へと３９億７９００万円増加していますが、その内訳について説明して下さい。
【回答】各号機の安全維持点検の実施時期による相違があり、平成 28 年度は女川 2 号機の安全維持点検がなかったことや、平成 29 年度に中国電力の中央制御室ダクト、腐食事象を踏まえた点検を行ったことなどが増加の要因となっております。

５４．地帯間購入電力量が前期５４０億７４００万円から当期５９０億２５００万円へと４９億５１００万円増額している内訳を説明して下さい。
【回答】電力の安定供給や電力設備の有効活用を図るために、事業エリアが隣接する電力会社との間で、受給される電力量が増加したことなどによるものです。

５５．地帯間販売電力料が前期５３６億８００万円から当期６０１億４３００万円へと６５億３５００万円増額している内訳を説明して下さい。
【回答】電力の安定供給や電力設備の有効活用を図るために、事業エリアが隣接する電力会社との間で、受給される電力量が増加したことなどによるものです。

５６．他社購入電力料が前期３３７２億６９００万円から当期３９１８億８９００万円へと５４６億２０００万円大幅に増額している理由は何ですか。
【回答】太陽光発電などの再生可能エネルギーの購入量が増加したことなどによるものです。

５７．他社販売電力料が前期１０７１億９００万円から当期１４９３億３５００万円へと４２２億２６００万円大幅に増額している理由は何ですか。
【回答】卸電力取引所を通じた取引が増加したことなどによるものです。

５８．地帯間購入電力料５９０億２５００万円、他社購入電力料３９１８億８９００万円、地帯間販売電力料６０１億４３００万円、他社販売電力料１４９３億３５００万円となっていますが、それぞれの電力量はいくらですか。
【資料】配布資料に記載のとおりです。
・平成２９年度の実績

地帯間購入電力量	６０億４千万ｋＷｈ
他社購入電力量	２７３億８３百万ｋＷｈ
地帯間販売電力量	６０億８千万ｋＷｈ
他社販売電力量	１４０億２６百万ｋＷｈ

５９．電力会社の再生可能エネルギーの買い取り費用に対応する費用負担調整機関からの再エネ特措法交付金ですが、前期１３１４億４４００万円から当期１４９３億５２００万円へと１７９億８００万円大幅に増額になっています。買い取り量は前期からどの位増加しましたか。当社の再生可能エネルギーの購入電力量はいくらですか。
【資料】配布資料に記載のとおりです。
・平成２９年度再生可能エネルギー買取制度対象の購入電力量
約６６億３千万ｋＷｈ
（前年度比約１２億５千万ｋＷｈの増加）

６０.節電への取り組みによる当社販売電力量の当期の減少はどの位になっていますか。
【回答】平成 29 年度においては、節電への取り組みにより 30 億 kWh を上回る販売電力量の減少があったものと推定しております。

６１．当期の自家発電からの購入電力量はいくらでしたか。その購入電力料はいくらでしたか。
【回答】平成 29 年度購入電力量は、約 3 億 kWh 程度となっております。
【回答を控える】購入費用の実績につきましては、今後の購入契約の交渉への影響等を考慮し、回答は差し控えさせていただきます。

６２．当社の太陽光発電設備は総計何キロワットの最大出力になっていますか。今後の計画についても明らかにして下さい。
【回答】自社開発分は平成 29 年度の末時点で、4 地点合計 4,800KW が運転中です。また、当社企業グループ全体では平成 29 年度末時点で、約 2 万 1,000KW が運転中です。今後につきましては、グループ企業の東北自然エネルギーが再エネの電源確保や、地域活性化支援の観点から太陽光発電に取り組んでいるところであり、具体的事案があれば今後検討してまいります。

６３.昨年度の夏場と冬場で需給の最も厳しかった時期で､供給力と需要はどのような数値でしたか。供給予備力はどの位ありましたか。
【資料】配布資料に記載のとおりです。
・平成 29 年度の東北エリア夏季需給状況
最大電力 1,302 万ｋＷ，供給力 1,517 万ｋＷ
（予備力 216 万ｋＷ，予備率 16.6%）
・平成 29 年度の東北エリア冬季需給状況
最大電力 1,461 万ｋＷ，供給力 1,545 万ｋＷ
（予備力 84 万ｋＷ，予備率 5.7%）

６４.販売電力量が前々期７５０．６億キロワット時から前期７４２．６億キロワット時へ、そして当期７２０．０億キロワット時と減少しています。この減少傾向は今後も続くと見通していますか。
【回答】本年 4 月に公表した業績見通しでは、平成 30 年度の販売電力量を 695 億 kWh 程度、対前年比 96.2 パーセントと想定しております。
【回答を控える】中長期的な見通しにつきましては、今後の販売拡大に向けた戦略などの競争に関わる情報でありますので、回答は控えさせていただきます。

６５．原子力発電施設解体費として当期４６億２８００万円が計上されています。当社の４基の原発の廃炉費用は２２８７億円程度から変更はありませんか。これまで積み立てられた廃炉処置費用の引当総額は約８７０億円から４６億２８００万円の増加と見なしてよろしいですか。
【資料】配布資料に記載のとおりでございます。
・「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき見積もった廃炉費用
：４基合計で２，２６５億円程度（平成２８年度末時点より２２億円程度減少）
・これまでの引当総額：約９１６億円（平成２８年度末時点より４６億円程度増加）

６６．原賠法の見直しについての国の議論は、昨年以降どの様に進んでいますか。
【増子副社長】原子力事業者は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、事業者間の相互扶助の仕組みによる原子力事故に係る賠償への備えとして一般負担金を負担しております。当社の２０１７年度における一般負担金は約１０７億円であり、２０１８年度中に納付予定であります。原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、国の専門部会において、適切な賠償を迅速に実施する事を前提に、原子力事業者の予見可能性の確保などにも留意ししつ検討が行なわれ、本年１月２２日に原子力賠償制度の見直しについての素案が提起されております。
【回答】原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、平成 27 年 5 月に内閣府の原子力委員会のもとに設置された専門部会、原子力損害賠償制度専門部会におきまして検討が行われ、平成 30 年 1 月 22 日の第 19 回部会において、原子力賠償制度の見直しについての素案が提示されております。提示された素案では、有限責任化は短期的に解決できない課題が多いとの整理がなされていますが、当社といたしましては、迅速かつ適切な被害者救済、原子力事業の予見可能性を高めること等の両立化を図ることが解決すべき重要な課題と認識しており、このためには欧米でも採用されている事業者責任の有限化が 1 つの解決策になり得ると考えております。原子力事業は今後一層の環境変化が予想されるため、議論を継続していくことが必要と認識しております。

６７．原子力発電費の特定放射性廃棄物処分費が発電実績がないため当期も計上されていませんが、これまでの特定放射性廃棄物処分費の拠出累計額はいくらですか。ガラス固化体 1 体当たりの処分単価はいくらですか。
【資料】配布資料に記載のとおりです。
・ガラス固化体１体当たりの処分単価（平成２９年分）：約８，７００万円
・特定放射性廃棄物処分費の拠出累計額：約３３６億円

６８．当社の２０１７年度の寄付金の額とその内訳を明示して下さい。
【回答】寄付金の支出につきましては、当社事業との関連性や地域への貢献度合い等を総合的に判断し実施しております。平成 29 年度の支出総額は、5 億 3,000 万円です。
【回答を控える】内訳につきましては相手先もありますことから、回答は控えさせていただきます。

６９．普及開発関係費（広告宣伝費）６４億７６００万円の内訳について説明して下さい。
【回答】全面自由化を踏まえた企業姿勢の PR、適時適切な情報発信、エネルギー問題等についてご理解いただくための各種活動など、広報活動に関する費用で、約 30 億円。よりそう e ねっと等のお客様サービス関連や効率的な電気の使い方など、省エネルギーコンサルティング等に関する費用で約 35 億円となっております。

７０．災害復旧費用引当金の期末残高５１億２３００万円の内訳について明らかにして下さい。引当金の目的使用２億２０００万円の内訳について説明して下さい。

【回答】災害復旧費用引当金は、東日本大震災および新潟・福島豪雨の災害復旧費用にかかるもののうち、工事が完了していないものであります。引当金の目的使用については、東日本大震災にかかる原子力発電設備の修繕工事などです。

【資料】個々の内訳につきましては、配布資料に記載のとおりです。

・引当金（長期）の内訳

東日本大震災（原子力発電設備）	４９億４，３００万円
新潟・福島豪雨（水力発電設備）	４，４００万円など

・引当金（短期）の内訳

東日本大震災（原子力発電設備）	１億３，５００万円
新潟・福島豪雨（水力発電設備）	－万円

・目的使用の内訳

原子力発電設備	２億１，９００万円など

７１．当年度の販売電力量７２０億ｋＷｈの内訳は、一般水力、地熱、火力、原子力別で、それぞれいくらですか。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・販売電力量に対する発受電電力量

水　力	１１７億６千万ｋＷｈ
（一般水力	１１６億１千万ｋＷｈ）
地　熱	９億４千万ｋＷｈ
火　力	６５６億２千万ｋＷｈ（地熱除く）
原子力	０ｋＷｈ
風　力	２１億１千万ｋＷｈ
太陽光	３８億６千万ｋＷｈ
廃棄物	４億２千万ｋＷｈ
その他	▲６３億１千万ｋＷｈ
合　計	７８３億８千万ｋＷｈ

※「その他」は，取引，新電力受電分など。融通考慮後。

※内訳と合計は四捨五入により一致しない。

７２．当年度、他社の風力発電所からの受電は何社から、いくらの電力量になっていますか。その購入電力料はいくらですか。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・平成２９年度風力発電所からの購入件数、購入電力量、購入料金

購入件数	４４０件（２９７社）
購入電力量	約２１億１千万ｋＷｈ
購入料金	約４３４億８千万円

７３．当年度、外部の太陽光発電から買い取った電力量はいくらでしたか。その費用はいくらになっていますか。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・平成２９年度太陽光発電所からの購入電力量、購入料金

購入電力量	約３８億４千万ｋＷｈ
購入料金	約１，３８３億２千万円

７４．卸電力からの調達の現状はどうなっていますか。当年度の受電電力量、購入電力料は、いくらですか。

【資料】平成 29 年度の他社購入電力量、他社購入電力料金は、配布資料に記載のとおりです。

・平成２９年度他社購入電力量、他社購入電力料金
　他社購入電力量　　約２７３億８３百万ｋＷｈ
　他社購入電力料金　　約３，９１８億８９百万円
【回答を控える】なお、購入先ごとの内訳につきましては、個々の個別の取引に関するものであり、回答は控えさせていただきます。

７５．一般水力、地熱、火力、原子力別の設備利用率は、それぞれいくらですか。
【資料】配布資料に記載のとおりでございます。
・当社発電設備における設備利用率（平成２９年度）
　水　力　　３９．３％（一般水力　　４８．０％）
　地　熱　　４７．０％
　火　力　　５２．３％（気力のみ）
　原子力　　０．０％
（太陽光　　１５．３％）

７６．当年度の最大ピーク時電力はいつ、いくらでしたか。それは当社の発電設備能力の何パーセントですか。また、年間設備利用率はいくらでしたか。
【資料】配布資料に記載のとおりでございます。
・東北エリアの最大電力：平成３０年１月２４日１８時　１，４６１万ｋＷ
・東北エリアの発電供給能力（１，５４５万ｋＷ）の９４．６％
（参考：予備率５．７％）
・当社設備の平成２９年度の年間設備利用率：４１．１％

７７．当社の揚水式発電所の数とその施設能力はどうなっていますか。当年度の当社の揚水式発電所の発電電力量とその揚水用動力量は、それぞれいくらになっていますか。
【資料】配布資料に記載のとおりでございます。
・当社の揚水式発電所の数：２個所
　設備容量　　約４６万ｋＷ
　（第二沼沢発電所　　４６０，０００ｋＷ）
　（池尻川発電所　　２，３４０ｋＷ）
・平成２９年度当社揚水発電所の発電電力量　　：７，５００万ｋＷｈ
　揚水動力量　　：８，８００万ｋＷｈ

７８．宮城県の原子力担当部局からの天下りの社員は現在廃止になっていますか。宮城県警からの天下りの社員は、現在何名在籍していますか。
【回答】当社は専門分野に高い指揮権や経験を持ち、当社の事業運営に適切なご助言をいただける方を個別に判断して採用を行っております。宮城県庁出身者につきましては雇用期間満了に伴い平成27年3月に退職しており、現在在籍者はおりません。宮城県警出身者につきましては、現在3名在籍しております。

７９．東日本大震災の地震により女川原発１号機の天井クレーンが破損し、炉内点検が遅れました。現在炉内点検はどこまで進みましたか。その結果について説明して下さい。また１号機の安全対策工事はどの様に進められていますか。
【回答】女川1号の炉内点検につきましては、天井クレーンの復旧後、平成26年6月より原子炉を開放し段階的に点検を実施しており、現在までに圧力容器上部の点検を終了しております。なお、水中カメラを用いた遠隔目視点検を行い、地震による機器の形変形や損傷がないことを確認しております。現在女川1号機は地震後の健全性確認を行っており、新規制基準を踏まえた安全対策についても継続的に取り組んでまいります。

８０．事業外固定資産４７億４４００万円の内訳について説明して下さい。巻原発の予定地として取得した土地はいくらの簿価で計上されていますか。浪江・小高原発の予定地の土地はどの様に財務処理されましたか。その他の主なものについても明らかにして下さい。

【資料】配布資料に記載のとおりですが、

・事業外固定資産の主な内訳

土地	３０億４，５００万円
構築物	１５億３，８００万円
機械装置	７，６００万円

・巻地点土地の簿価　３，１００万円

・旧浪江・小高地点土地の簿価　２，１００万円

【回答】なお、平成29年1月31日にお知らせした旧浪江・小高原子力発電所用地の無償譲渡につきましては、土地利活用策が決まっていない一部の土地を除き、平成29年度に浪江町への所有権移転登記を完了し、寄付金として処理を行っております。

８１．女川原発１号機の第２０回定期検査（２０１１年９月１０日開始）の当期末時点での従事者被曝の総線量、平均線量、最大線量および１日当たりの最大線量、従事者数を、計画値・実績値別にそれぞれ明らかにして下さい。２０１７年度の実績についても明らかにして下さい。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・女川１号機　第２０回定期検査（定期検査実施中，６月３０日現在）

	計画値	実績値
総線量	－	０．４３人・Ｓｖ
平均線量	－	０．１１ｍＳｖ
個人の期間最大線量	－	９．０５ｍＳｖ
個人の日最大線量	２．００ｍＳｖ	０．６７ｍＳｖ
従事者数	－	４，０４３人

・平成２９年度の実績

	実績値
総線量	０．０３人・Ｓｖ
平均線量	０．０２ｍＳｖ
個人の期間最大線量	０．８０ｍＳｖ
個人の日最大線量	０．５０ｍＳｖ
従事者数	１，２７９人

８２．女川原発２号機の第１１回定期検査（２０１０年１１月６日開始）の当期末時点での上記従事者被曝線量をそれぞれ明らかにして下さい。２０１７年度の実績についても明らかにして下さい。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・女川２号機　第１１回定期検査（定期検査実施中，６月３０日現在）

	計画値	実績値
総線量	０．９１人・Ｓｖ	４．５４人・Ｓｖ
平均線量	－	０．５６ｍＳｖ
個人の期間最大線量	－	３３．２１ｍＳｖ
個人の日最大線量	２．００ｍＳｖ	１．４０ｍＳｖ
従事者数	－	８，１６９人

・平成２９年度の実績

	実績値
総線量	０．４２人・Ｓｖ
平均線量	０．１５ｍＳｖ
個人の期間最大線量	８．８８ｍＳｖ
個人の日最大線量	１．１６ｍＳｖ
従事者数	２，８０４人

８３．女川原発３号機の第７回定期検査（２０１１年９月１０日開始）の当期末時点での上記従事者被曝線量をそれぞれ明らかにして下さい。２０１７年度の実績についても明らかにして下さい。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・女川３号機　第７回定期検査（定期検査実施中，６月３０日現在）

	計画値	実績値
総線量	－	１．０８人・Ｓｖ
平均線量	－	０．１８ｍＳｖ
個人の期間最大線量	－	１１．９２ｍＳｖ
個人の日最大線量	２．００ｍＳｖ	１．３６ｍＳｖ
従事者数	－	５，８７６人

・平成２９年度の実績

	実績値
総線量	０．０３人・Ｓｖ
平均線量	０．０２ｍＳｖ
個人の期間最大線量	１．７９ｍＳｖ
個人の日最大線量	０．１４ｍＳｖ
従事者数	１，８５７人

８４．東通原発１号機の第４回定期検査（２０１１年２月６日開始）の当期末時点での上記従事者被曝線量をそれぞれ明らかにして下さい。２０１７年度の実績についても明らかにして下さい。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・東通１号機　第４回定期検査（定期検査実施中，６月３０日現在）

	計画値	実績値
総線量	０．６５人・Ｓｖ	１．３７人・Ｓｖ
平均線量	－	０．３１ｍＳｖ
個人の期間最大線量	－	１５．８１ｍＳｖ
個人の日最大線量	２．００ｍＳｖ	１．６０ｍＳｖ
従事者数	－	４，４１５人

・平成２９年度の実績

	実績値
総線量	０．１０人・Ｓｖ

平均線量	０．０９ｍＳｖ
個人の期間最大線量	４．２９ｍＳｖ
個人の日最大線量	０．４８ｍＳｖ
従事者数	１，０６０人

８５．前記女川原発１～３号機および東通原発１号機の定検での　①放射線業務従事者の線量分布　②計画線量または実績線量が１日当たり１．００ｍＳｖを超えた作業の線量実績　③高線量作業者と作業内容　④その作業場所の雰囲気および表面線量率について、それぞれ明らかにして下さい。

【資料】配布資料に記載のとおりです。

・女川１号機　第２０回定期検査（定期検査実施中，６月３０日現在）

①放射線業務従事者の線量分布（単位：人）

区分	５ｍＳｖ 以下	５ｍＳｖ を超え15ｍＳｖ以下	15ｍＳｖを超える	合計
社員	５６９	０	０	５６９
社員外	３，４６８	６	０	３，４７４
合計	４，０３７	６	０	４，０４３

②１日当たり１ｍＳｖを超えた作業の線量実績（単位：ｍＳｖ）

	計画	実績
なし	－	－

③原子炉冷却材浄化系点検作業：５．５２ｍＳｖ

④雰囲気：　０．３０ｍＳｖ／ｈ（最大）

　表　面：１３．００ｍＳｖ／ｈ（最大）

・女川２号機　第１１回定検（定期検査実施中，６月３０日現在）

① 放射線業務従事者の線量分布（単位：人）

区分	５ｍＳｖ以下	５ｍＳｖを超え15ｍＳｖ以下	15ｍＳｖを超える	合計
社員	８７４	０	０	８７４
社員外	７，０４９	２１４	３２	７，２９５
合計	７，９２３	２１４	３２	８，１６９

② １日当たりｌｍＳｖを超えた作業の線量実績（単位：ｍＳｖ）

	計画	実績
原子炉冷却材浄化系弁類点検	２．００	１．４０
原子炉冷却材浄化系関連作業	２．００	１．３５
機械設備健全性確認工事	２．００	１．２９
機械設備健全性確認工事	２．００	１．２６
機械設備健全性確認工事	２．００	１．２３

③ 耐震裕度向上工事（機械）：１６．７９ｍＳｖ

④ 雰囲気：３．００ｍＳｖ／ｈ（最大）

　表　面：６．５０ｍＳｖ／ｈ（最大）

・女川３号機　第７回定期検査（定期検査実施中，６月３０日現在）
①放射線業務従事者の線量分布（単位：人）

区分	５ｍＳｖ 以下	５ｍＳｖ を超え 15ｍＳｖ以下	15ｍＳｖを 超える	合計
社員	７７４	０	０	７７４
社員外	５，０７０	３２	０	５，１０２
合計	５，８４４	３２	０	５，８７６

②１日当たり１ｍＳｖを超えた作業の線量実績（単位：ｍＳｖ）

	計画	実績
原子炉冷却材浄化系弁類点検	２．００	１．３６
原子炉供用期間中検査関連作業	２．００	１．３０
原子炉供用期間中検査関連作業	２．００	１．１５
原子炉再循環ポンプ点検作業	２．００	１．０８
原子炉再循環ポンプ点検作業	２．００	１．０７

③機械設備健全性確認工事：５．２４ｍＳｖ
④雰囲気：　３．３０ｍＳｖ／ｈ（最大）
　表　面：１６．００ｍＳｖ／ｈ（最大）

・東通１号機　第４回定検（定期検査実施中，６月３０日現在）
①放射線業務従事者の線量分布（単位：人）

区分	５ｍＳｖ 以下	５ｍＳｖ を超え 15ｍＳｖ以下	15ｍＳｖを 超える	合計
社員	５３０	０	０	５３０
社員外	３，８３２	５２	１	３，８８５
合計	４，３６２	５２	１	４，４１５

②1 日当たり１ｍＳｖを超えた作業の線量実績（単位：ｍＳｖ）

	計画	実績
弁類関連作業	２．００	１．６０
原子炉供用期間中検査関連作業	２．００	１．５７
弁類関連作業	２．００	１．４５
弁類関連作業	２．００	１．３８
弁類関連作業	２．００	１．３５

③ 原子炉冷却材浄化系弁類点検：５．７１ｍＳｖ
④ 雰囲気：　０．４ｍＳｖ／ｈ（最大）
　表　面：　１．５ｍＳｖ／ｈ（最大）

８６．当年度の女川原子力発電所および東通原子力発電所での従事者被曝で、「年間２０ｍＳｖ」「年間５ｍＳｖ」を超える被曝をした人は何人いましたか。女川原発と東通原発の運転開始以来の従事者被曝の集団被曝総線量は、それぞれいくらになっていますか。

【資料】配布資料に記載のとおりです。
・平成２９年度
　年間２０ｍＳｖを超える被ばく：実績なし
　年間　５ｍＳｖを超える被ばく：

女川：１４名（放射線業務従事者約３，０００名のうち１４名）
東通：　０名（放射線業務従事者約１，１００名のうち０名）

・運転開始以来（管理区域設定以降）の従事者被ばく線量（平成２９年度末）
女川：約４０．７８人・Ｓｖ
東通：約　２．１６人・Ｓｖ

８７．女川原発・東通原発で安全対策工事として行われている「フィルター付格納容器ベント設備」の設置工事はどこまで進んでいますか。

【回答】格納容器フィルタベント設備につきましては適合性審査での議論やコメントを踏まえ、適宜設計に反映しながら製作を進めてまいりました。女川2号の格納容器フィルタベント設備につきましては工場の製作が完了し、現在は現地で据付作業を実施しております。東通1号機の格納容器フィルタベント設備につきましては、工場で製作を進めております。

８８．当社は高レベル放射性廃棄物の最終処分がいつ頃開始できると見通していますか。

【増子副社長】次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分についてであります。最終処分事業につきましては、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構、いわゆるNUMOが中心となり、取り組みが進められております。昨年7月、国は地下の深い部分の科学的特性を全国地図の形でわかりやすく示した「科学的特性マップ」を公表しました。当社といたしましても、国やNUMOと連携し、理解活動に取り組んでまいります。

【回答】最終処分事業につきましては、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構、いわゆるNUMOが中心となり取り組みを進めております。昨年7月、国は地下の深い部分の科学的特性を全国地図の形でわかりやすく示した「科学的特性マップ」を公表しております。当社といたしましても国やNUMOと連携し、理解活動に取り組んでまいります。

８９．日本原燃の六ヶ所再処理工場の竣工時期は、これまで実に２３回、８年以上延期されています。前年度の定時株主総会の第５号議案に対する取締役会の意見に「平成３０年度上期の竣工」とありました。この見通しは実現しますか。

【増子副社長】まず、日本原燃再処理工場の状況についてであります。日本原燃は、昨年１２月、再処理工場の竣工時期を2021年度上期へ変更しております。これは、適合性審査の進捗により、さらなる安全性向上のための対策等が固まってきたことを踏まえ、主な安全性向上工事の工程などに見通しが得られたことによるものと認識しております。日本原燃におきましては、竣工に向けて全力で取り組んでいただきたいと考えております。

【回答】日本原燃は昨年12月、再処理工場の竣工時期を2021年度上期へ変更しております。これは適合性審査の進捗により、さらなる安全性向上のための対策等が固まってきたことを踏まえ、主な安全性向上工事の工程等に見通しが得られたことによるものと認識しております。日本原燃におきましては、竣工に向けて全力で取り組んでいただきたいと考えております。

９０．当社は高速炉の技術開発に関して、「ロードマップの策定にあたり、まずは取り組むべき開発目標の明確化において、事業者としての経験を生かし、検討に関わる」と昨年の株主総会で回答しています。その後この動きはどこまで進展しましたか。

【増子副社長】次に、高速炉の開発についてであります。高速炉の開発に関する戦略ロードマップに関しては、国が定めた高速炉開発の方針に基づき、高速炉開発会議の下に実務レベルの戦略ワーキンググループが設置されており、本年中の策定を目指しております。

【回答】高速炉の開発に関する戦略ロードマップにつきましては、国が定めた高速炉開発の方針に基づき、高速炉開発会議の下に実務レベルの戦略ワーキンググループが設置されており、今年中の策定を目指しております。

９１．東京電力福島原発事故に関わる賠償の一般負担金として、当社は昨年度までに約５４４億円を

原子力損害賠償・廃炉等支援機構に納付していると昨年の株主総会で回答がありましたが、その後の納付額いくらですか。

【増子副社長】原子力事業者は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、事業者間の相互扶助の仕組みによる原子力事故に係る賠償への備えとして一般負担金を負担しております。当社の２０１７年度における一般負担金は約１０７億円であり、２０１８年度中に納付予定であります。原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、国の専門部会において、適切な賠償を迅速に実施する事を前提に、原子力事業者の予見可能性の確保などにも留意ししつ検討が行なわれ、本年１月２２日に原子力賠償制度の見直しについての素案が提起されております。

【回答】当社の平成29年度における一般負担金は約107億円であり、今年度中に納付予定であります。

９２．事業報告に「原子力発電については、新規制基準への適合性審査へ的確に対応してまいりました」とありますが、原子力規制委員会で行われている女川原発２号機の新規制基準適合性審査は何時頃終了する見通しですか。

【増子副社長】適合性審査のスケジュールにつきましては、今後の審査に向けた準備状況や審査の進捗、議論の内容によって変わりうるものであり、また原子力規制委員会が判断するものであることから、当社はお答えする立場にありません。当社といたしましては、出来る限り早期に審査を進めていただけるよう引き続き必要な準備をしっかりと進めるとともに、審査会合での効率的な説明に努めてまいります。

【回答】適合性審査のスケジュールにつきましては、今後の審査に向けた準備状況や審査の進捗、議論の内容によって変りうるものであり、また、原子力規制委員会が判断するものであることから、当社はお答えする立場にございません。当社といたしましては、出来る限り早期に審査を進めていただけるよう、引き続き必要な準備をしっかりと進めるとともに、審査会合での効率的な説明に努めてまいります。

名取変電所に関する質問書

脱原発東北電力株主の会
株主　三浦信子

当社による『超高圧一次変電所・名取変電所』建設により、地域住民は、現実に安心して暮らすことができない大変深刻な状況におかれています。
住民の生命・暮らし・子どもたちの未来にかかわる重大な下記問題点にお答え下さい。

【１】規制値の問題点
当社は、「国の規制値（2,000 ミリガウス）内で健康への影響はない」と、地域住民の健康への懸念を無視し、一方的に変電所建設を開始しました。
しかし、『国の規制値』は下記「ICNIRP ガイドライン曝露の制限の根拠」により、送電線・変電所など極低周波の慢性影響や非熱効果とは全く関係ないことが判明しました。何故、慢性影響や非熱効果とは全く関係ない急性影響だけの規制値を、「名取変電所の建設は、国の規制値内で健康への影響はない」と、言い切ることができるのですか。ご回答下さい。

◆国が準拠する『ICNIRP ガイドラインの規制値』とは、

> 電磁界の急性影響を防止する為のもので、慢性影響や非熱効果とは全く関係なく、1998 年以前の時点ではっきりしていた急性影響だけを考えて作られたものです。
> 例えば、末梢神経及び筋肉の刺激、導電性物体に触れることによって生じる感電及び熱傷、EMF 曝露中のエネルギー吸収の結果生じる生体組織温度の上昇などに基づいている。
> 「ICNIRP ガイドライン曝露の制限の根拠」より抜粋

【増子副社長】変電所や送電線などの電力設備から生じる電磁界は、国際的なガイドラインや国の規制値にくらべ十分に低いことから、当社は人の健康に有害な影響を与えることはないと判断しております。また、WHO（世界保健機関）の提言を踏まえた国の検討結果では、磁界による長期的な健康影響については、因果関係についての証拠が弱く、科学的な根拠に基づく合理的なガイドラインを無視して、恣意的に曝露制限値の設定を行なうことは認められないとの見解が示されております。当社といたしましては、国の検討結果も踏まえ、曝露低減のための方策を常に実施してきており、今後も可能な範囲で継続してまいります。
【回答】変電所や送電線などの電力設備から生じる電磁界は、国際的なガイドラインや国の規制値に比べ十分に低いことから､当社は人の健康に有害な影響を与えることはないと判断してございます。また、WHO（世界保健機関）の提言を踏まえた国の検討結果では、磁界による長期的な健康影響については因果関係についての証拠が弱く、科学的な根拠に基づく合理的なガイドライン値を無視して、恣意的に曝露制限値の設定を行うことは認められないとの見解が示されております。

【２】予防原則否定の問題点
ＷＨＯは 2007 年『環境保健基準』を発表しました。
◆ＷＨＯ『環境保健基準』とは、

> ３～４ミリガウスの電磁波被曝で「小児白血病になる可能性」を正式に認め、電磁波が人体に与える影響の科学的証明を待たず、被害防止策を進める『予防原則』の考えに立ち、各国に電磁波対策法整備を勧告、予防措置を促した。

名取変電所の建設地は、同等規模の変電所では到底考えられない程住宅地に隣接し、「東北電力管内、他に例はない」（当社回答）「二つの超高圧変電所が並んで立地」という異常な状況下にあります。また、供給先送電網からも、今後の著しい電力の需要増に伴い、電源となる 西仙台変電所➡名取変電所 275 千Ｖ超高圧送電線から制限なく強制され続ける長時間被曝は、地域住民のとくに影響を受けやすい子どもたちの「将来にわたって左右する深刻な健康問題」です。
当社は「危険性の科学的証明はない」と予防原則を否定し、地域住民の「予防原則に基づいた

電磁波軽減対策」の要望を退け、建設を進めました。
「安全性の科学的証明もありません」
何故、被害防止策を進めるＷＨＯの『予防原則』の考えを否定できるのですか。ご回答下さい。

【回答】世界保健機関が 2007 年に公表した環境保健クライテリアでは、曝露を低減するための非常に低費用のプレコーション的方策、予防的方策を実施することは合理的であり、是認されると述べておりますが、プレコーションの名のもとに、恣意的なレベルに限度値を引き下げることは推奨されないと述べております。従いまして、WHO はそもそも電磁界に対するプレコーション内原則、予防原則の適用を支持していないものと認識しております。

【３】当社回答書『変電所建設後の最大電流・磁界値の試算値』の問題点
下記の
①②変電所建設後の最大電流試算値は、建設前供給電流実績値（電力消費量）の判明により改ざん（虚偽）の疑い。
③最大電流試算値は送電エリア・送電網の判明により改ざん（虚偽）の疑い。
④H30.2.26 回答書、供給電流実績値は、復興事業状況・供給先世帯増などの統計調査より改ざん（虚偽）の疑い。

① 名取変電所⇒ＪＲ新仙台変電所　最大電流試算値―26A
最大磁界試算値―105 ミリガウス
□変電所建設前　西仙台変電所から JR 新仙台変電所への供給電流実績値　との比較

年月	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12
最大電流値〔A〕	47.0	41.1	42.2	42.6	47.0	42.0	47.4	52.3	52.7	48.1	43.9	46.4

【回答】名取変電所からお客様変電所への電流値 26A は、名取市およびその周辺地域で最も多く電気が使われる時期である 8 月平日の昼間時間帯において、お客様が使われる電気の予想値です。名取市およびその周辺地域と特定のお客様では、電気を多く使う時期や時間帯が一致するものではないため、建設前供給電流実績値と一概に比較できるものではありません。

② 名取変電所⇒南仙台変電所　最大供給試算値―611A
最大磁界試算値―2475 ミリガウス
□変電所建設前　仙南変電所から南仙台変電所への供給電流実績値　との比較

年月	H26.1	H26.2	H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12
最大電流値〔A〕	625	870	1,005	709	761	750	866	604	975	739	607	795

【回答】名取変電所から南仙台変電所への電流値 611A は、変電所建設後の送電線や、発電所の停止がない平常時における磁界を試算するために用いた予想電流値です。

③ 仙南変電所 ← 名取変電所 ⇒ 南仙台変電所
最大電流試算値―649Ａ　　最大電流試算値―611Ａ
最大磁界試算値―2629ｍＧ　　最大磁界試算値―2475㎥Ｇ

【回答】名取変電所から仙南変電所への電流値 649A および名取変電所から南仙台変電所への電流値 611A は、変電所建設後の平常時における磁界を試算するために用いた予想電流値です。南仙台変電所への電気は仙南変電所以外からも供給されており、名取変電所の建設後では電力需要に対する供給の方法、電気の流れが異なるため、変電所の建設前後で一概に比較できるものではありません。

④　南仙台変電所への供給実績値について

□H26.1～H26.12　　(H27.10.15 回答書)

年月	H26.1	H26.2	H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12
最大電流値〔A〕	625	870	1,005	709	761	750	866	604	975	739	607	795

□H29.1～H30.1　　との比較　　(H30.2.26 回答書)

年月	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1
最大電流値〔A〕	379	750	795	360	592	517	844	547	589	439	375	292	397

何故、上記の改ざんが行われたのか、理由をご回答下さい。

【回答】南仙台変電所への電気は仙南変電所以外からも供給されており、火力発電所の運転状況等によって電気の流れる量が変化した結果、平成 26 年 1 月から 12 月より、平成 29 年 1 月から平成 30 年 1 月度の供給電流実績値が小さくなったということです。

【４】住民の生命・暮らし・子どもたちの未来にかかわる問題点

建設地には既に JR 新仙台一次変電所・携帯基地局２基があり、地域住民は、今の状況下でも電磁波の影響と考えられる「健康問題」を抱え生活しています。

名取変電所建設・操業により、供給先送電エリア（送電網）の電力需要増に伴う今以上の電磁波被曝は、生命にかかわる小児白血病、ガンのほか、うつ病などの精神疾患、また「電磁波過敏症」の懸念など、『地域住民の、将来にわたって左右する深刻な健康問題』です。

電磁波被曝量は電流値１アンペア増加ごとに、４ミリガウス強の増加

(回答書より算出)

◆電磁波過敏症とは

電磁波被曝の量が増えれば誰にでも生じうる可能性があり、身体の様々な部位に異変が生じ、頭痛・吐き気・疲労感・めまい・動機・皮膚障害・不眠…等々、居住、学業、就業など、日常生活のあらゆる場面で不自由を強いられることになります。

最近の疫学調査から『日本人の 3.0～4.6 パーセントが電磁波過敏症』として、実際に電磁波の被害で苦しんでいる方々の存在が報告されています。

地域住民の生命・暮らし・子どもたちの未来を守るために、
ＷＨＯが被害防止策を進める『予防原則』の考えに立つことが不可欠です。

また、変電所の電源送電線（275 千Ｖ）・鉄塔は経年 40 年の既存のままです。

改めて『電源送電線の予防原則に基づいた電磁波軽減対策』の要望を致します。

ご回答下さい。

【回答】世界保健機関は、そもそも電磁界に対するプレコーショナル原則の適用を支持していないものと認識しておりますが、2007 年に公表した環境保健クライテリアでは、曝露を低減するための非常に低費用のプレコーション的方策を実施することは合理的であり、是認されると述べております。当社といたしましては、高鉄塔化や逆相化など、これまで考慮してきた磁界低減対策を今後とも原則的に実施してまいります。

【５】地域住民への当社対応の問題点

当社は、変電所計画当初より、虚偽の資料・虚偽の説明を地域住民のみならず、名取市議会（民生教育常任委員会）に対しても行ってきました。

経産省届出書の開示文書により判明したマイクロ鉄塔建設も、地域住民への説明は一切ありませんでした。

企業としての説明責任、また上記回答書の改ざん（虚偽）の疑いなど、当社の『東北電力企業行動指針』にも反する地域住民への対応について、ご回答下さい。

【回答】当社は頂いたご質問に対して、その質問の内容や趣旨に基づき、具体的な数値等により説明し、回答しております。

なお、通信用無線鉄塔につきましては、これまでに開催した説明会等において、変電所建設後のイメージ図内に設備を示しているほか、名取変電所と同規模の石巻変電所の見学会において設備を確認していただいております。

2018 年 6 月 21 日

東北電力（株）社長　原田宏哉　様

株主　大場拓俊

第 94 回定時株主総会に伴う事前質問書

拝啓

日頃ご苦労様です。標記の件伺います。総会で誠意ある回答願います。

以上お伺います。会場で伺いますので発言を規制しないように願います。

よろしくお願い申しあげます。

敬具

質問１．まず、毎回「各議案の賛否表示がない場合は、会社提案について賛、株主提案については否の議決権行使があったものとして取り扱いいたします」とあるが、保留・白票はそのまま取り扱うのが民主的な総会と言えるのではないか。議事進行を見直すべきでありますが、如何か。

【山本常務】議決権行使書におきます賛否の取り扱いについてのご質問であります。議決権行使書の賛否についての会社としての取り扱いにつきましては、具体的には議決権行使書の表面に記載してございますが、「各議案の賛否表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の議決権行使があったものとして取り扱う」こととさせて頂いております。この取り扱いにつきましては、会社法施行規則に基づいて、会社としての取り扱いを決めていくものでございまして、会社宛にご提出いただきました白票の議決権行使書につきましても、この取り扱いを記載した上で、会社提案に賛と取り扱わせて頂いております。この取り扱いにつきましては、規則に基づいた問題のない取り扱いというふうに理解をしております。

質問２．７年前の東日本大震災に伴う甚大な原子力災難を見て、多くの国民は、肌で恐ろしさを知りました。今も７年経っても多くの国民の民意として、原子力発電に依存しない社会を求めているのにもかかわらず、当社は危険かつ有限なウランに固守し、放射性廃棄物の最終処分場が今もって（女川原子力発電から数十年たっても）決まらない中で原子力事業を進める事は、当社の掲げる「地域社会との共栄」の理念に反する事でありますが、如何か。

質問３．「3.11」以降、国の規制委員会の指摘を受けて、当社の東通・女川、それぞれの原子力発電所の安全対策費は、今までいくらかかっているのか。更に規制委員会から再指摘（女川の巨大防潮堤かさ上げ見直し工事）を受けて、女川では、今後いくらの対策費が発生するのか。

その２．巨額の対策費は、今後どの様にして回収を進めていくのか。そのために関連協力企業等にコストの値下げを要求してゆくのか。また、電力自由化の中で電気料金の値上げをするのか。女川

原子力発電所の見学会では、従業員が「値上げはありません」と発言しておったが本当か。

【坂本副社長】新規制基準適合性審査への適切な対応や、継続的な安全性向上対策にしっかりと基づきまして、事故リスクの低減を図って参ります。また、万が一、重大事故が発生した場合につきましては、当社経営に重大な影響が及ぼすということは事実でございますけれども、いわゆる原子力損害賠償法や原子力損害賠償・廃炉等支援機構法こういった法律で定められました枠組み・制度に基づきまして、原子力事業者として迅速・適切な賠償を速やかに行って行くものと考えております。

また、原子力発電所の安全対策工事に関するご質問でございますけれども、この低減のために業務発注の拡大や、調達価格の引き下げ、更にはグループ企業を挙げたコストカットによりまして、可能な限りの低減に努めて参りたいというふうに考えております。

電気料金の値下げについてのご質問がございましたけれども、現時点で電気料金の値下げについては考えておりません。（笑い）

失礼いたしました。回答を修正させて頂きます。電気料金の値上げについては考えておりません。

質問４．女川原子力発電所の見学会では、従業員が「無理くり強制的に発電所の再稼働は致しません」と、発言しておったが本当か。

【増子副社長】現在女川２号機につきましては、新規制基準適合性審査、そして現在安全性対策工事を行なっているわけですけれども、こういったことにまず着実に取組んで、発電所の安全性の向上に取組むことが重要であると考えております。一方、この再稼働にあたっては、やはり立地自治体はもとより周辺自治体の皆様のご理解が必要であると考えておりまして、丁寧な理解活動を継続的に進めて参りたいと考えておるものでございます。こういったことを踏まえまして、見学会では、無理くり進められるということで申し上げたかというふうに理解しております。

その２．同発電所は、地元の漁民・町民の反対を押し切って無理くり建設を進めて来たものであります。無理くり進めないのであれば、「3.11」以降にお客様の意見を聞くのが当社の理念に沿ったものであります。見学会で見学者にアンケートで、同発電所の見学前と見学後の「必要性」と「安全性」を聞くのは必要以上のものであり、不快なものであります。見学者に聞くべき事は、「危険な原子力発電に巨額のコストを掛けても進めていくのか」、あるいは「安全で無限の自然エネルギーを進めていくか」設問すべきであり、アンケートを見直すべきでありますが、如何か。また、アンケートは公開・公表されるのか。

【長谷川常務】アンケートにつきましてご回答させて頂きます。アンケートにつきましては、実際に原子力発電所をご覧頂きましたお客さまが、どの様にお感じになったかを確認するためのものでございまして、それを集約して公表したりすることもございませんし、当社としてこの内容をみて役立たせて頂いております。なお、設問につきましては、ただいまのご意見なども参考にしながら随時変更等を行なって行きたいというふうに考えております。

質問５．「3.11」と同様に、当社の原子力発電所で仮に甚大な事故が発生した際は、どのように対処するのか。以前、伺ったが誠意ある回答をいただいておりません。

【増子副社長】また、福島事故のような事故が起きましたらというお話がありましたけれども、当社の原子力発電所につきましては、福島第一原子力発電所から得られた知見などを含めまして、新規制基準施行前から緊急安全対策などを積み重ねておりまして、同様の事故を起こさない安全レベルを確保しているというふうに考えておるところでございます。今後とも新規制基準適合審査への対応や安全対策工事を着実に進めるとともに、様々な最新知見を常に評価しながら、新規制基準以外の自主的対策を含めた安全性向上の取組みをハード・ソフトの両面から継続的に進めて参りたいと考えております。

万が一、原子力災害が発生した場合には、事業者として事象の拡大防止に取組むと同時に、被害が拡大しないように自治体と連係しまして、防災対策を行なうことになります。防災対策につきましては、関係自治体との連係の下、迅速な情報発信に努めあげて、当社からモニタリング要員を派遣するなど、国・自治体と連係しまして、確実な避難ができるよう努めてまいります。